



国立大学リスクマネジメント情報

2019(令和元)年10月号

<https://www.janu-s.co.jp/>

特集テーマ

火災保険料の考え方

令和元年10月1日から最近の自然災害の増加を背景として一般の火災保険料が値上がりしました。ただし、国大協保険には影響はありません。本号では火災保険料の考え方や保険料の値上げの背景等について紹介します。

1. 保険料の構成

(1) 保険料の構成

一般的な損害保険の保険料は、純保険料と付加保険料によって構成されています。

① 純保険料

純保険料とは、事故が発生した場合に保険会社が支払う保険金に充当される部分のことです。保険会社各社は、後述の損害保険料率算出機構が算出する参考純率を基礎として用いています。

② 付加保険料

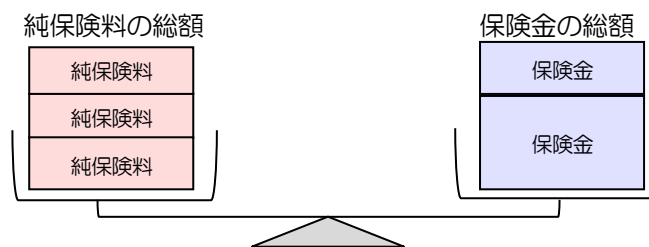
付加保険料とは、保険会社が保険事業を行うために必要な経費等に充てられる部分です。社費、代理店手数料、利潤等が含まれています。

参考：保険料の構成



保険では、個々の保険契約者が支払う保険料の総額と保険会社が支払う保険金の総額が等しくなるように運営されています（「収支相当の原則」）。また、保険にはリスクの異なる者が加入するため、保険契約者がその危険度に応じた保険料を公平に負担できるように、危険度に見合った保険料率を算定することが必要です（「公平の原則」）。算定に当たっては、過去の損害データの統計データに基づいて数理的な方法によって合理的に算出されています。

参考：収支相当の原則。純保険料と保険金の総額は等しくなる。



(2) 参考純率

損害保険料率算出機構とは、損害保険料率算出団体に関する法律（昭和23年法律第193号）に基づき設立された団体で、損害保険会社を会員とする組織です。主な業務として、①参考純率の算出・会員への提供、②自賠責保険の損害調査、③データバンク業務を行っています。

参考純率とは、損害保険料率算出機構が、会員である損害保険会社から収集した大量の保険データの分析に基づいて算出したものです。算出した参考純率は、合理的、妥当、不当に差別的ではない、の「保険料率の3原則」に適合しているか金融庁の審査を受けます。

損害保険料率算出機構の加盟損害保険会社は、参考純率を基礎として、自社の付加保険料率を加えた独自の保険料率を算定しています。国大協保険の運営各社も同機構に加盟しており、参考純率を基礎として保険料率を算定しています。



2. 火災保険料の値上げ

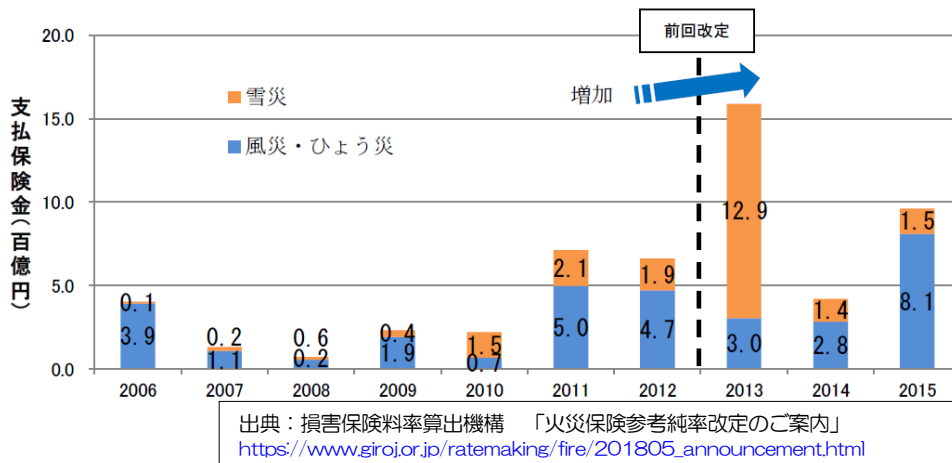
損害保険料率算出機構は2018年5月付で住宅総合保険の参考純率の平均5.5%引き上げを発表しました。それを受け、保険会社各社は2019年10月から火災保険料を値上げしました。

同機構は、今回の引き上げの背景には自然災害や水濡れ損害による保険金の支払い増加があるとしています。

(1) 自然災害の増加

今回の改定で用いられたデータは2013年度から2015年度までの機構加盟各社の保険金支払いデータに基づいています。2013年度の大規模雪災、2015年度の台風15号等により保険金支払が増加しています。

風災・ひょう災、雪災による支払保険金の推移



自然災害による損害の発生は年度ごとの変動が大きいので、シミュレーションによる被害予測に基づき参考純率は算定されます。このため、近年の保険金の多寡がそのまま参考純率に反映されるわけではありませんが、近年は毎年のように大規模災害が発生しているため、今後も参考純率が引き上げられる可能性があります。



主な自然災害と被害を受けた地域

2012～2016年度に低気圧や台風、豪雪による被害に見舞われた地域は下表のとおりです。

	風災・ひょう災 (災害と主な地域)	雪災 (主な地域)
2012年度	低気圧による暴風 (いわゆる爆弾低気圧) (東北・北陸)、 台風4号 (関東・東海)、台風17号 (関東・沖縄)	東北
2013年度	台風18号 (関東・東海)、台風26号 (関東)	関東・甲信
2014年度	台風11号 (近畿・四国)、台風18号 (関東・東海)	—
2015年度	台風15号 (九州)	関東
2016年度	台風9号 (関東)、台風16号 (九州)	東海・山陰

	主な自然災害と保険金 (見込含む)
2017年度	平成29年7月九州北部豪雨、台風5号、台風18号、台風21号、平成30年2月4日からの大雪 (累計1,616億円。いずれも2018年3月30日現在)
2018年度	平成30年7月豪雨、台風21号、台風24号 (累計12,934億円。平成30年7月豪雨：2018年12月11日現在、台風21号・台風24号：2019年3月11日現在)

※一般社団法人 日本損害保険協会調べ。なお、上表中の数値には住宅物件以外も含まれており、図6の数値とは集計の対象が異なります。

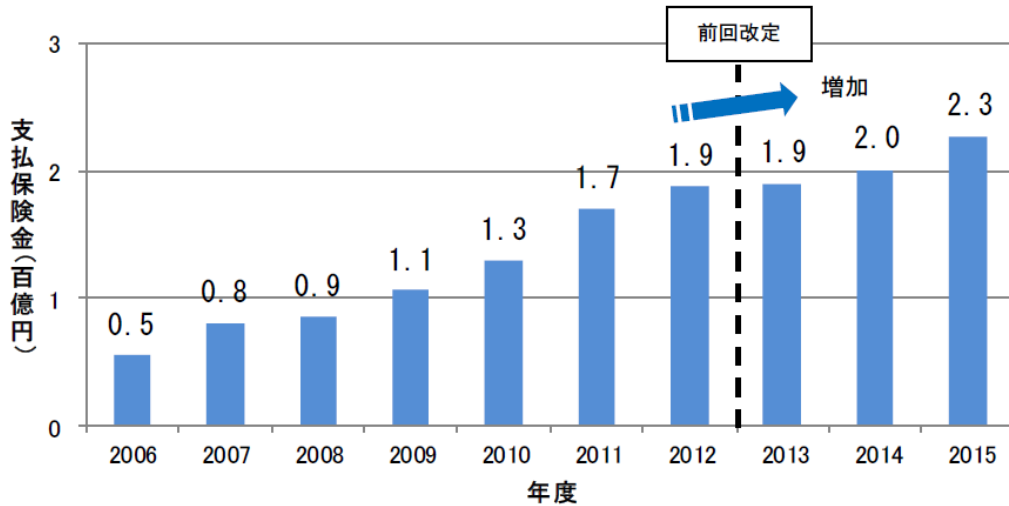
出典：損害保険料率算出機構 「火災保険・地震保険の概況 2018年度版」
https://www.giroj.or.jp/publication/outline_k/k_2018.pdf#view=fitV



(2) 水濡れ損害の増加

水濡れ損害とは、水道管から水が漏れ、床が水浸しになる等の損害です。冬季の凍結や、給排水設備の老朽化により生じる漏水等により、水濡れ損害の保険金支払いが増加しています。

水濡れ損害による支払保険金の推移



出典：損害保険料率算出機構 「火災保険参考純率改定のご案内」
https://www.giroj.or.jp/ratemaking/fire/201805_announcement.html

(3) 保険会社の改定料率

火災保険料は、建物の構造や建物の所在地によって個々の保険料が算出されます。今回の改定では平均5.5%の引き上げとなっていますが、場合によってはそれ以上に引き上げられたり、付帯する特約によっては引き下げられる場合もあります。また、保険会社によって引き上げ率は変わるため、個別に問い合わせる必要があります。

※参考：改定率の例

3. 改定率の例

参考純率における保険金額が建物 2,000 万円、家財 1,000 万円の場合の建物構造^{※1}ごとの改定率の例^{※2}を以下に示しました。

例示は、三大都市圏のうち東京都、大阪府、愛知県および建物構造別に今回改定における改定率が 47 都道府県の中で最大、最小となる都道府県としました。

	M構造		T構造		H構造	
	都道府県	改定率 (%)	都道府県	改定率 (%)	都道府県	改定率 (%)
三大都市圏	東京都	+20.4	東京都	+ 6.3	東京都	+ 6.2
	大阪府	+12.0	大阪府	+ 1.8	大阪府	▲ 2.6
	愛知県	+ 7.2	愛知県	▲ 1.5	愛知県	▲ 9.8
最大	鹿児島県	+40.1	熊本県	+24.4	熊本県	+25.9
最小	愛媛県	+ 4.1	三重県	▲ 8.7	三重県	▲17.3

※1 建物構造の種類

M構造：鉄筋コンクリート造等の共同住宅

T構造：鉄骨造等の耐火構造などの建物

H構造：木造住宅等のM、T構造以外の建物

※2 上記は参考純率の改定率であり、実際の契約にあたっての保険料の改定率とは異なります。

出典：損害保険料率算出機構 「火災保険参考純率改定のご案内」
https://www.giroj.or.jp/ratemaking/fire/201805_announcement.html



3. 国立大学における自然災害、水濡れ損害

国立大学でも、自然災害による損害や、水濡れ損害が発生しています。

近年の主な風・ひょう災

事故年度	事故内容	保険金支払額 (千円)
H16	台風18号による構内・植物園の建物等の損壊。	52,729
H23	台風6号、講堂屋上防水破損および野球場バックネット付近の金属フェンス破損	34,624
H18	台風13号により被害。	28,961
H18	台風13号の強風雨で観測ドームが破損。建築材が飛び市が所有する観測ガードレール破損。	26,819
H16	台風による構内建物等の損壊。	22,014

近年の主な給排水等事故

事故年度	事故内容	保険金支払額 (千円)
H16	天井裏に設置の冷温水管が破裂。温水が漏出し3階～1階までの水ぬれ損害。	109,652
H24	研究棟3階より水濡れし2階の部屋に設置されていた機器が損傷したもの。	29,940
H24	給排水管からの水濡れによる事故。	28,865
H25	3階排水管のつまりにより2階に漏水 シークエンサー装置が損傷。	23,191
H24	配水管損傷による水濡れ。	15,770

4. 国大協保険への影響について

国大協保険では、国大協保険制度全体での運営実績により保険料率を決定しているため、一般の保険とは異なり、参考純率の改定に連動しません。また、全国にある国立大学全体で一律の基準により保険料を算定しているため、地域差による保険料率の差がありません。

そのため、今回の参考純率改定による保険料の値上げはなく、一般の火災保険では大幅に引き上げられる地域に所在する大学でも、保険料への影響はありません。

2019. 9 月

大学リスクマネジメント News PickUp

<大学の管理・経営>

<Web上のニュースから検索>

- 9. 2 ○大学が来年度に変更する大学名が△大学の名称に似ている問題で、不正競争防止法が禁じる不正競争行為にあたるとして、○大学が新名称を使用しないよう△大学wo提起。
- 9. 3 ○大学の学長が付属高の移転計画を巡り、理事会などの承認を経ないまま事業を進めたとして大学の特別委員会からコンプライアンス違反を指摘されていたことが判明。計画は4月に白紙撤回されたが調査費など数千万円の損害が発生しており、学長の責任が問われている。
- 9. 5 ○大学病院の副看護師長がうつ病を患い自殺したのは、昇格要件の研修や自主学習による心理的な負担と長時間労働が原因だったとして、遺族が同大に約1億1千万円の損害賠償を求めた訴訟で大学側は請求棄却を求めて争う姿勢。昨年2月、労基署は業務上の心理的負荷を理由に労災認定しているが、研修や自主学習は業務性が認められないとしている。
- 9. 10 ○大学は、学内の建物で不審者を取り押さえようとする職員を妨害したなどとして、学生3人を無期停学処分。
- 9. 11 大学設置・学校法人審議会は、○大学の現代社会学部を△大学に変更することを認めることを文部科学相に答申。私大同士で学部を譲渡できる新制度が初適用。
- 9. 12 ○大学は、前副学長(知的財産担当)が自身の地位を利用し、自ら立ち上げたベンチャー企業に利益をもたらすような契約を大学に無断で締結するなどの不正を行ったとして、懲戒解雇処分。その後、28日までに同前副学長は解雇不当として地位確認や慰謝料1,000万円等を求めて大学を提訴。



<事件・事故>

- 9. 26 ○大学は、薬品庫に保管されていた劇物の四塩化炭素と二硫化炭素の液体が入った瓶等、合わせて27本、計18.5リットルを紛失したと発表。

<入試等関連>

- 9. 4 ○大学大学院の入試問題が事前に漏れていた疑いがあり、大学側は再試験をした上で合格者を発表。試験前に学生から漏洩の指摘があり、大学側が確認したところ、3問中2問が指摘通りの内容だったため、この2問を差し替え予定通り入試を行ったが、試験直後に同じ学生から残りの1問も漏れていたとの指摘があり、3問すべてが漏れていたとして、再試験を行った。

<ハラスメント>

- 9. 11 ○大学の50代男性准教授が、研究室の大学院生に、学部学生のテスト採点を行わせるアカハラや女子学生の身体的特徴、服装に関する発言を行うなどのセクハラを行ったとして、停職1か月の懲戒処分。
- 9. 13 ○大学の教授が、アカデミックハラスメント(特定の学生に能力を否定するような発言)をしたとして、減給10分の1(1か月)の懲戒処分。
- 9. 25 ○大学の教授が、2015年1月から2018年3月までの間、同じ組織の准教授2人に対し、一方的な叱責や不適切な発言をしたり業務を押し付けたりのパワーハラスメントを行ったとして、懲戒処分(戒告)。
- 9. 27 ○大学の男性助教が自分の研究室に所属する学生の指導に際し、不適切な言葉で罵倒するなど複数の学生に威圧的な言動を繰り返したとして停職2か月の懲戒処分。

<学生・教職員の不祥事>

- 9. 19 ○大学の男子学生がホテルで女性を殺害したとして逮捕されたことを受け、学長が「9月19日に本学学生が逮捕されたとの報道がありました。被害者のご遺族の方にお悔やみを申し上げますとともに、みなさまにご心配とご迷惑をおかけしますことをお詫び申し上げます。今後の捜査の推移を見守り、適切に対処してまいります」とのコメントを発表。
- 9. 26 ○大学の男子学生が、高速バスの車内で女性の体に触ったとして強制わいせつ容疑の疑いで現行犯逮捕。
- 9. 26 ○大学病院の看護師が、病院内で入院患者ら5人に盗撮やわいせつ行為を行ったとして懲戒解雇処分。昨年12月から今年2月に、患者からの被害申告が病院にあったが、看護師がわいせつ行為を否定したため病院は担当から外しただけの措置。6月にコンビニ店で盗撮した疑いで迷惑防止条例違反で書類送検され、改めて聞き取りを行ったところ、わいせつ行為を認めた。

<不正行為>

- 9. 13 ○大学の教授が、本人と指導していた学生の分の出張旅費を共同研究先等に二重に申請し、約1千万円を不正に受給。教授は調査結果を認め、一身上の都合を理由に退職。私的流用はなかった。

配信について

本誌は、各国立大学・大学共同利用機関の国大協保険ご担当者、国大協連絡登録先、ご登録いただいた方にメールで配信させていただきます。(無料) 配信登録、解除は弊社ホームページからお願いします。⇒ <https://www.janu-s.co.jp/>

情報提供のお願い

各大学等でのリスクマネジメントに関する取組み、事故・事件への対応のご経験、ご感想、ご要望等をお寄せください。⇒ info@janu-s.co.jp

バックナンバー

- 19. 9月 ソフトウェアの不正コピー・不正使用
 - 19. 8月 安全・安心な大学スポーツ
 - 19. 7月 学生の海外留学と危機管理
 - 19. 6月 5段階警戒レベルによる防災情報
 - 19. 5月 インターシップの変化
 - 19. 4月 働き方改革の概要
 - 19. 3月 学生生活にかかる喫緊の課題
 - 19. 2月 研究設備・機器の共用化と保険
- ※弊社ホームページからダウンロードできます。

発行 有限会社 国大協サービス
東京都千代田区神田錦町3-23

協力 三井住友海上火災保険株式会社